



市老連だより 13

令和 3 年 2 月 15 日

一 般 社 団 法 人
大阪府老人福祉施設連盟
施 設 長 各 位

一 般 社 団 法 人
大阪府老人福祉施設連盟
代 表 理 事 後 藤 静 男

社会福祉連携推進法人への貸し付けルールなど議論 厚労省

時下、ますます、ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、既に周知のことと思われませんが、表題についてご報告いたします。

厚生労働省の検討会は 9 日、社会福祉連携推進法人が行う業務のうち、経営支援業務や貸付業務などの論点について議論しました。貸付業務に関しては、社員である社会福祉法人から社会福祉連携推進法人が貸し付けを受けた場合、返済期間を 3 年以内とする方向性などが示されました。

「社会福祉連携推進法人の運営の在り方等に関する検討会」は、法人のガバナンスルールや業務内容など、具体的な運営の在り方等について整理を行うことを目的としています。

経営支援業務では、具体的に実施可能な取り組みとして、社会福祉事業の経営ノウハウの共有が広く該当するとの方向性が示されました。しかし、社会福祉連携推進法人が事務処理の代行を行う際は、他法令に違反しない範囲で行うことが必要になります。

例えば、会計関係の業務や人事労務管理の業務については、社会福祉法人が他者に事務処理を委託している例がありますが、税理士法や社会保険労務士法に基づき、社会福祉連携推進法人が行うことはできません。

これを踏まえて、取り組みの例として、▽社員に対する経営ノウハウなどに関するコンサルティングの実施▽賃金テーブルの作成など人事・給与システムに関するコンサルティングの実施▽社員の財務状況の分析－などが示されました。

また、社員が経営する社会福祉事業に必要な設備または物資の供給について、紙おむつやマスクなどの一括調達や、社員の施設で提供される給食の供給も可能と例示しました。

社会福祉法人は資産の法人外流出を禁止されているが、社会福祉連携推進法人の貸付業務の原資とするために、社員である社会福祉法人が社会福祉連携推進法人に資金を貸し付けることを例外的に認めています。

この貸付業務では、▽貸付金の原資を提供する社員である社会福祉法人(貸付原資提供社員)と社会福祉連携推進法人間の金銭消費貸借契約▽社会福祉連携推進法人と貸し付けを受ける社員である社会福祉法人(貸付対象社員)間の金銭消費貸借契約－の締結などが論点となりました。

また、▽貸付資金が返済不能になる場合に備えて、資金回収手続きや回収資金分配などの処理について私法上の契約を結ぶ▽それぞれの契約の履行(貸付金の振り込み)は同一日に行う▽それぞれの金銭消費貸借契約には債権譲渡禁止特約を盛り込む▽貸付金使用後は社会福祉連携推進法人へ当該資金の使用状況を報告する▽所轄庁が円滑に認定できるよう、施行までに認定のチェックリストを作成する－などの方向性が示されました。

詳細資料については、下記 URL をご確認ください。

URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16644.html

【発信元】

一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟 事務局
〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町12-10
大阪市立社会福祉センター 311
TEL06-6765-3611 FAX06-6765-3612